入　札　説　明　書

高森･竹田･高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会防護柵導入事業に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

平成 30 年 8 月 21 日(火)

2 競争入札に付する事項

(1)事業名

平成 30 年度施行　高森･竹田･高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会防護柵導入事業

(2) 調達をする物品等の種類

購入物品：イノシシ・シカ用防護柵（ワイヤーメッシュ柵）

数　　量：1,800m

(3) 納入期限

平成 30 年 11 月 30 日（金）

(4) 納入場所

高千穂町（下押方地区)、の指定する場所

3 契約に関する事務を担当する部局と名称

高森町役場 農林政策課 農林振興係

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地　高森町役場隣高森総合センター1 階

電話　0967-62-1111　　FAX　0967-62-1174

電子メール　syota@town.kumamoto-takamori.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

本公告と合わせて、熊本県高森町及び大分県竹田市、宮崎県高千穂町公式サイト上に平成 30 年 9 月 7 日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 調達する物品について、熊本県高森町又は大分県竹田市、宮崎県高千穂町のいずれかで製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
(3) 熊本県又は大分県、宮崎県に本店又は支店を有する者であること。
(4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
(5) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請書の提出を行った者であること。
(6) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、熊本県高森町又は大分県竹田市、宮崎県高千穂町のいずれかが発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、熊本県又は大分県、宮崎県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 公告事項等に対する質問及び回答

(1)質問の受付期間

平成 30 年 8 月 21 日（火）から平成 30 年 8 月 28 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2)質問者への回答

質問書（様式自由）の提出を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に FAX 又は E メールにより回答するものとする。

(3)回答書の閲覧

質問書の提出を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）から平成 30 年 9 月 3 日まで熊本県高森町及び

大分県竹田市、宮崎県高千穂町公式サイト上に掲載する。

7 競争参加資格証明資料の提出

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格証明資料（別紙様式 1）を平成 30 年 8 月 28 日（火）までに高森町役場農林政策課（上記 2 に同じ）に提出しなければならない。提出方法は、電子メールに PDF 形式で添付して提出するか、「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法により郵送で提出すること。

8 入札書の提出及び開札の場所及び日時等

(1) 場所　高森町役場隣高森総合センター2 階　中会議室
(2) 日時　平成 30 年 9 月 7 日（金）10 時 00 分
(3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式 2）を提出すること。
(4) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
(5) 落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 3 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。
(6) 再度の入札は 2 回までとし、再度の入札の結果落札者が決定しない場合は、指名競争入札に移行し、手続を改めることとする。
(7) 郵送による入札は認めない。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金の額は、100 分の 5 以上とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に本協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
(2) 過去 2 ヶ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらを誠実に履行したものについてで、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

10 契約保証金に関する事項

契約保証金は不要とする。

11 入札の無効

次に規定する事項に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
(1) 入札者としての資格のない者のした入札

(2) 競争に際し不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
(3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
(4) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
(5) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
(6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
(7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
(8) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書で、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、令第 167 条の 9 の規定によりくじによる落札者決定を行う。落札者を決定したときは、その旨を落札者の入札書に記入し、くじを引いた入札者又はこれに代わってくじを引いた職員に記名押印させるものとする。

別紙様式１

平成　　年　　月　　日

競争参加資格証明資料の提出について

高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会
会長職務代理者高森町副町長　本田　敦美　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成 30 年 8 月 21 日付けで公告のありました平成 30 年度施行　高森･竹田･高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会防護柵導入事業に係る競争参加資格の証明資料を提出します。

なお、公告第 4 の(1)、(6)及び(7)に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　調達する物品について、熊本県高森町又は大分県竹田市、宮崎県高千穂町のいずれかで販売に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得したことを証明する資料

別紙様式２

委　　任　　状

今般都合により　平成30年度施行　高森･竹田･高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会防護柵導入事業　の入札に関する一切の権限を

に委任しましたので、連署をもってお届けします。

平成30年9月　日

（受任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　印

（委任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　印

契約担当者
高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会
会長職務代理者高森町副町長　本田　敦美　様

別紙様式 4

入　　札　　書

	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金　額										

業務名　平成 30 年度施行
　　高森･竹田･高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会防護柵導入事業

内訳

名称･規格	数量	単価	金額	備考
		円	円	

上記のとおり入札します。

平成 30 年 9 月　日

住　　所
商号又は名称
氏　　名　　印

（代 理 人 氏 名　　印）

契約担当者職氏名
　　高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会
　　会長職務代理者高森町副町長　本田　敦美　様

備考　数字はアラビア数字を使用すること。

別添１　入札書、委任状の記載等について

1 本人が入札に参加する場合

ここでいう**本人**とは「入札参加資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者」をいう。

□入札書を使用し、**金額は全て「見積もった金額の 108 分の 100 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額抜き）」で記入**してください。

□**「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名（法人の場合は代表者職氏名）」を記載**してください。

□入札参加資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て届け出た印を押印してください。

2 代理人が入札に参加する場合

ここでいう**代理人**とは上記**本人**から本調達の入札に関する行為を受任した者をいう。

□代理人が入札に対応する場合は必ず委任状を提出してください。
□委任状の受任者の欄には代理人の住所及び氏名を記載の上、「代理人が入札書に使用する印鑑**（代理人印）**」を押印してください。
□委任状の委任者の欄には、本人の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載の上、入札参加資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て届け出た印**(本人印)**を押印してください。
□入札書を使用し、金額は全て「見積もった金額の 108 分の 100 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額抜き）」で記入してください。
□本人の**「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名（法人の場合は代表者職氏名）」を必ず記載**してください。
□代理人氏名を記載のうえ委任状に使用した「代理人印」を押印してください。
□いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印は使用できません。

3 準備していただく入札書の枚数

□1 回目の入札で落札者が決定しない場合は、広告内容に従い再度の入札を行います。
□再度の入札は原則として 2 回まで行いますので、**入札書は 3 枚準備**してください（添付書類がある場合は 1 回目の入札書のみに添付してください）。

□再度の入札を辞退する場合は、準備していただいた入札書の首標金額欄に「辞退」と記載して提出してください。

4 その他

□入札室への入室は、入札者のみとさせていただきます。
□提出の有った入札書は書き換え、引き換え又は撤回をすることができませんので、入札の際は、記載内容に誤りがないか十分に確認の上、封筒に入れて投函してください。
□入札中の私語は慎んでください。

別添２　入札注意事項

入札にあたっては、下記１から４までの事項に十分注意してください。
これらの事項に沿っていない場合は、当該入札が無効となることがあります。

1 入札は本人が行うことが原則です。

2 代理人が入札する場合は必ず委任状を提出してください。
この場合、委任状には委任者（本人）及び受任者(代理人)双方の印を押印してください。
なお、シャチハタ等のインキ浸透印は使用できません。

3 入札書の記載等は、次の通りとしてください。
(1)首標金額、内訳とも金額は「消費税及び地方消費税相当額抜きの額」を記載してください。
(2)住所、商号または名称及び代表者氏名は、本人が入札するか代理人が入札するかに関わらず、必ず記載してください。
(3)本人が入札する場合は入札書を使用し、代表者氏名（法人の場合は代表者職氏名）の後に本人の印を押印してください。
(4)代理人が入札する場合は入札書を使用し、上記（2）と合わせて代理人氏名を記載（記名）のうえ、代理人の印（上記 2 に掲げる委任状と同一の印）を押印してください。
(5)記載事項を訂正する場合は二本線を引いて正書し、本人が入札する場合は本人の印、代理人が入札する場合は代理人の印を押印してください。

4 入札前に次の点を再確認してください。
(1)記載、押印漏れが無いこと。
(2)金額が「消費税相当額抜き」になっていること。
(3)日付が記入されていること。

本注意事項は、入札室における入札書提出前に必ず確認していただく事項です。不明な点は事前にお問い合わせください。